

茨城県特認基準の改正について（案）

改 正 （案）	現 行
1 特認基準 (1) 対象地域 県北西部地域（北茨城市、高萩市、日立市（旧十王町及び中里地区）、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、大子町、笠間市、岩瀬町）のうち、法指定地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き、下記のアからウまでの要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が<u>20 %以上</u>又は農林地率が75 %以上 イ DIDを含まない地域 ウ 若年者比率が19 %未満 【特認地域】 北茨城市（旧磯原町、旧関南村） 常陸太田市（旧機初村、旧世矢村、旧西小沢村、旧幸久村、旧佐竹村、旧佐都村） 常陸大宮市（旧大宮町（旧大宮町、旧大賀村、旧世喜村、旧上野村、旧静村、旧塩田村、旧玉川村）） 笠間市（旧大池田村、旧北山内村、旧南山内村、旧西山内村） 岩瀬町（旧岩瀬町、旧北那珂村、旧東那珂村） 城里町（旧常北町（旧石塚町、旧小松村、旧西郷村）） ” （旧桂村（旧坏村、旧岩船村、旧沢山村）） （注）旧は、昭和25年2月1日現在の市町村 (2) 対象農用地 次のアからエまでのいずれかの要件を満たすこと。 ア 傾斜農用地（田 1/100 以上、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上） イ 自然条件により小区画・不整形な田 ウ 草地率が高い（70%以上）地域の草地 エ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地	1 特認基準 (1) 対象地域 県北西部地域（北茨城市、高萩市、常陸太田市、桂村、御前山村、七会村、大宮町、山方町、美和村、緒川村、金砂郷町、水府村、里美村、大子町、十王町、笠間市、常北町、岩瀬町、日立市中里地区）のうち、法指定地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き、下記のアからウまでの要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が<u>25 %以上</u>又は農林地率が75 %以上 イ DIDを含まない地域 ウ 若年者比率が19 %未満 【特認地域】 北茨城市（旧磯原町、旧関南村） 常陸太田市（旧機初村、旧世矢村、旧西小沢村、旧幸久村、旧佐竹村、旧佐都村） 大宮町（旧大宮町、旧大賀村、旧世喜村、旧上野村、旧静村、旧塩田村、旧玉川村） 笠間市（旧大池田村、旧北山内村、旧南山内村、旧西山内村） 岩瀬町（旧岩瀬町、旧北那珂村、旧東那珂村） 常北町（旧石塚町、旧小松村、旧西郷村） (2) 対象農用地 次のアからエまでのいずれかの要件を満たすこと。 ア 傾斜農用地（田 1/100 以上、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上） イ 自然条件により小区画・不整形な田 ウ 草地比率が高い（70%以上）地域の草地 エ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地

栃木県特認基準の改正について（案）

改 正 （ 案 ）	現 行
2 特認基準 対象地域： 中山間 3 法(特定農山村法、山村振興法、過疎法)の指定地域に隣接する市町村内の農林統計上の中山間地域（中間農業地域及び山間農業地域）<u>（旧市町村単位）</u> 対象農用地：<u>ア．急傾斜農用地（田：1/20 以上、畑・草地：15 度以上）</u> <u>イ．急傾斜農用地と連担して一団のまとまりを形成する</u> <u>緩傾斜農用地（田：1/100 以上、畑・草地：8 度以上）</u>	2 特認基準 対象地域：中山間 3 法(特定農山村法、山村振興法、過疎法)の指定地域に隣接する市町村内の農林統計上の中山間地域(中間農業地域及び山間農業地域) 対象農地：急傾斜農地（田：1/20 以上、畑・草地：15 度以上）

神奈川県特認基準の設定について（案）

設 定 （ 案 ）	現 行
2 特認基準 法指定地域以外にあって、(1)のいずれかの条件を満たす地域のなかで、(2)の要件を満たす農用地であること。 (1) 地域指定 ア 法指定地域に地理的に接する農用地（センサス集落単位） イ 農林統計上の中山間地域（旧市町村単位） (2) 農用地指定 急傾斜農地(田：1/20以上、畑：15度以上)	

石川県特認基準の改正について（案）

改 正 （ 案 ）	現 行
対象地域の基準 地域振興５法地域に隣接している旧市町村の範囲にあって、 <u>1 次のア又はイのいずれかに該当する地域であり、かつ、ウの要件を満たす地域</u> <u>ア 過去１０年間の人口が減少し、かつ林野率が７５％以上又は耕地の傾斜が１／２０以上の割合が５０％以上の集落</u> <u>イ 過去１０年間の人口減少率が１０％以上及び地域振興５法地域又は１のアに隣接する集落</u> <u>ウ 耕作放棄率及び農業従事者割合が、地域振興５法の適用を受ける県内地域全体の率及び割合以上</u> <u>2 １に該当しない地域であって、前対策で特認地域に指定された次のア及びイの要件を満たす地域</u> <u>ア 林野率が８５％以上又は耕地の傾斜が１／２０以上の割合が６０％以上</u> <u>イ 耕作放棄率及び農業従事者割合が全国平均(耕作放棄率にあっては中山間地域における平均)以上</u> 対象農用地の基準 中山間地域等直接支払交付金実施要領第４の２の（１）から（４）までのいずれかの基準を満たす農用地	対象地域の基準 地域振興５法地域に隣接している旧市町村の範囲にあって<u>１又は２</u>のいずれかに該当する地域であり、かつ、<u>３</u>の要件を満たす地域 <u>１ 過去１０年間の人口が減少し、かつ林野率が７５％以上又は耕地の傾斜が１／２０以上の割合が５０％以上の集落</u> <u>２ 過去１０年間の人口減少率が１０％以上及び地域振興５法地域又は上記１に隣接する集落</u> <u>３ 耕作放棄率及び農業従事者割合が、地域振興５法の適用を受ける県内地域全体の率及び割合以上</u> 対象農用地の基準 中山間地域等直接支払交付金実施要領第４の２の（１）から（４）までのいずれかの基準を満たす農用地

三重県特認基準の改正について（案）

改 正 （ 案 ）	現 行
農林統計に用いる農業地域類型区分で旧市町村毎に分類される中間農業地域及び山間農業地域、または前対策で特認地域に指定された地域で、<u>5 法地域に地理的に接し、高齢化率または人口減少率が 5 法地域と同等以上の旧市町村または集落であって、傾斜地等の農地等における</u>多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域。	農林統計に用いる農業地域類型区分で旧市町村毎に分類される中間農業地域及び山間農業地域であって、傾斜地等の農地等多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域。

鳥取県特認基準の改正について（案）

改 正 （ 案 ）	現 行
3 法指定地域外の地域のうち、次の（ 1 ）から（ 3 ）までのいずれかの要件に該当する地域の中で、<u>（ 4 ）（ 5 ）</u>のいずれかの要件を満たす農用地であること。 （ 1 ）農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域（旧市町村単位） （ 2 ）3 法指定地域に地理的に接する農用地（3 法指定地域に接する集落（3 法指定地域からの地形が連続している地域内の集落を含む。）の区域） <u>（ 3 ）次のアからウまでの全ての要件を満たす地域（旧市町村単位）</u> <u>ア 農林業従事者割合が 10 % 以上又は農林地率が 75 % 以上であること。</u> <u>イ DID（人口集中地区）からの距離が 30 分以上であること。</u> <u>ウ 人口の減少率（平成 7 年～ 12 年）が 3.5 % 以上で、かつ、人口密度 150 人 / km² 未満であること。</u> <u>（ 4 ）急傾斜農用地</u> <u>（ 5 ）次の要件を満たす農用地であって、市町村長が必要と判断するもの</u> 急傾斜農用地と物理的に連担する緩傾斜農用地	3 法指定地域外の地域のうち、次の（ 1 ）<u>（ 2 ）</u>のいずれかの要件に該当する地域の中で、<u>（ 3 ）（ 4 ）</u>のいずれかの要件を満たす農用地であること。 （ 1 ）農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域（旧市町村単位） （ 2 ）3 法指定地域に地理的に接する農用地（3 法指定地域に接する集落（3 法指定地域からの地形が連続している地域内の集落を含む。）の区域） <u>（ 3 ）急傾斜農用地</u> <u>（ 4 ）次の要件を満たす農用地であって、市町村長が必要と判断するもの</u> 急傾斜農用地と物理的に連担する緩傾斜農用地

山口県特認基準の改正について（案）

改 正 （ 案 ）	現 行
1 特認地域 (1) 農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号の 3 の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」及び「山間農業地域」をいう。）で、かつ、次の要件をいずれも満たす旧市町村（昭和 25 年 2 月 1 日現在の市町村をいう。）範囲の地域 ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率 75%以上 イ 平成 7 年から平成 12 年の人口減少率が 3.5 %以上で、かつ、人口密度が 150 人/k²未満 (2) 8 法地域に隣接する集落のうち、高齢化率が 30 %以上又は集落内の農家比率 85 %以上の集落の範囲 <u>(3) 農林統計上の中山間地域にある旧市町村及び 8 法地域に隣接する集落で、平成 12 ～ 16 年度に指定された地域及び集落において、引き続き(1)及び(2)と同程度の自然的・経済的・社会的条件の不利性があると認められる範囲</u> 2 特認基準 特認地域に存する農用地区域内に存在する 1 ha 以上の面積を有する一団の農用地であって、勾配が田で 1/20 以上、畑、草地で 15 度以上である農用地及び小区画・不整形の水田	1 対象地域 (1) 農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成 7 年 9 月 14 日付け 7 統計第 919 号(企)の 3 の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。）で、かつ、次の要件をいずれも満たす旧市町村（昭和 25 年 2 月 1 日現在の市町村をいう）範囲の地域 ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率 75%以上 イ 平成 2 年から平成 7 年の人口減少率が 3.5 %以上で、かつ、人口密度が 150 人/k²未満 (2) 8 法地域に隣接する集落のうち、高齢化率が 30 %以上又は、集落内の農家比率が 85 %以上の集落の範囲 2 対象農地 <u>上記の地域</u>に存する農用地区域内に存在する 1 ha 以上の面積を有する一団の農用地であって、勾配が田で 1/20 以上、畑、草地で 15 度以上である農用地及び小区画・不整形の水田

佐賀県特認基準の改正について（案）

改 正 （ 案 ）	現 行
（地域の基準） 「特認地域」は、地域振興立法の指定地域（以下「法指定地域」という。）以外であって、次に掲げる<u> </u>、<u> </u>又は<u> </u>のいずれかを満たす地域とする。 農林統計上で、中間農業地域又は山間農業地域に区分される旧市町村傾斜農用地（田 1/100 以上、畑等 8 度以上）を有し、<u>法指定地域（含む県外）と山で接する旧市町村（法指定地域と自然条件が連続する集落に限定する）</u> <u>および </u>以外の地域で、平成 12 年度から平成 16 年度まで「<u>過疎地域自立促進特別措置法</u>」附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村内に<u>あって、次の要件を満たす地域（センサス集落）</u> <u>ア 農業従事者割合が県平均（16.2%）以上で、農業への依存度が高い旧市町村内にある地域</u> <u>イ DID 地区（人口集中地区）を含まない地域</u> <u>ウ 人口減少率が 3.5% 以上の旧市町村内にある地域</u> （適用する農用地） 「特認地域」で適用する農用地は、次に掲げる 又は のいずれかを満たす農用地とする 急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑等 15 度以上） 次のアからウまでのいずれかを満たす<u>緩傾斜農用地</u>（田 1/100 以上、畑等 8 度以上） ア 急傾斜農用地と連担している場合 イ 高齢化率及び耕作放棄率が高い場合 （高齢化率：30% 以上、耕作放棄率：田 5% 以上、畑等 10% 以上） ウ 緩傾斜畑が急傾斜田に混在する場合	（地域の基準） 「<u>準ずる地域</u>」は、地域振興立法の指定地域以外であって、次に掲げる<u> </u>又は<u> </u>のいずれかを満たす地域とする。 農林統計上で、中間農業地域又は山間農業地域に区分される旧市町村傾斜農地（田 1/100 以上、畑等 8 度以上）を有し、<u>地域振興立法の指定地域（含む県外）と山で接する旧市町村（法指定地域と自然条件が連続する集落に限定する）</u> （適用する農用地） 「<u>準ずる地域</u>」で適用する農地は、次に掲げる 又は のいずれかを満たす農地とする 急傾斜農地（田 1/20 以上、畑等 15 度以上） 次のアからウまでのいずれかを満たす<u>緩傾斜農地</u>（田 1/100 以上、畑等 8 度以上） ア 急傾斜農地と連担している場合 イ 高齢化率及び耕作放棄率が高い場合 （高齢化率：30% 以上、耕作放棄率：田 5% 以上、畑等 10% 以上） ウ 緩傾斜畑が急傾斜田に混在する場合